

建築基準法第12条第5項、世田谷区建築基準法施行細則に基づき、工事着手前及び検査時に提出が必要な構造関係書類を下表に記します。
なお、それぞれの物件ごとに必要な報告書や工程連絡は、区へ申請した場合、確認申請の副本に添付いたします。ご確認ください。
各報告書の記載例は公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター監修の「建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引き」をご参照ください。

●工事着手前に提出が必要な構造関係書類

提出書類	鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄筋コンクリート造		鉄骨造			木造 ※8		左記以外でRC造工事のあるもの	左記以外でS造工事のあるもの
	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	左記以外で50㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	左記以外で50㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下		
建築工事施工計画報告書 指定様式有	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
鉄骨工事施工計画報告書 指定様式有	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
鉄骨工事加工工場認定書の写し※2	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-	○
工事現場溶接工事作業計画書 ※2,3	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	50㎡超のもの限る
コンクリート配合計画書	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○ ※1	-
地盤調査報告書	確認時未提出の場合											
杭工事施工計画書	杭工事がある場合											
地盤改良工事施工計画書	地盤改良工事がある場合											
その他	必要に応じて											

※1 RC造部分の階数が1、または基礎部分のみの場合は省略可 ※2 仮設建築物を除く ※3 突合せ溶接がある場合に限る ○: 提出が必要なものを示す

●中間及び完了時に提出が必要な構造関係書類

提出書類	鉄骨鉄筋コンクリート造			鉄筋コンクリート造		鉄骨造			木造 ※8		左記以外でRC造工事のあるもの	左記以外でS造工事のあるもの
	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	左記以外で50㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下	左記以外で50㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡超	地階を除く3F以上かつ500㎡以下		
建築工事施工結果報告書 指定様式有	○	○ ※5	-	○	○	○	○		○ ※6	○		
鉄骨工事施工結果報告書 指定様式有	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
鉄骨工事報告書 ※3	-	-	○	-	-	-	-	○				50㎡超のものに限る
第三者機関による超音波探傷 試験結果 ※3	○	○	○			○	○	○				○
露出型柱脚施工結果報告書 ※7						露出柱脚の場合						露出柱脚の場合
材料試験成績表(棒鋼圧接・コンクリート圧縮)	○	○	○	○	○	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4	○ ※4
ミルシート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
杭工事施工結果報告書	杭工事がある場合											
地盤改良工事施工結果報告書	地盤改良工事がある場合											
その他(工事監理報告書等)	必要に応じて											

※3 突合せ溶接がある場合に限る ※6 建築工事施工結果報告書 木造用「500㎡以下」も提出 ○: 提出が必要なものを示す
※4 鉄骨造や木造であっても基礎がRC造であるものを含む ※7 認定工法の場合に限る
※5 建築工事施工結果報告書RC造用・S造用を併用し提出 ※8 小規模木造建築物(2階建て又は延200㎡超～300㎡以下)は別紙をご覧ください。